



第15期・社員総会レポート

播磨自然高原情報ネットワーク・播磨自然高原自治会 協同編纂



檀上の議長（黒兼代表理事）・執行部役員と「元警察官」を自称する警備員の3名（高原クラブが雇用）
於：平成30年7月14日（土）・上郡町生涯学習支援センター



Topics

黒兼代表理事の意に沿わないものは徹底して排除する という**独裁強権姿勢**が露骨に表れた総会となりました。このような醜態は「播磨自然高原」の歴史で初めてではないでしょうか。**何としてでも社員の声を封じ込める傍若無人な姿勢**が際立ちました。



社員Aさんを強制排除しようとする警備員と黒兼代表理事（右）



社員Aさんが緊急動議を発言しようとする中、**自分の都合の悪いことを暴露されそうになった黒兼代表理事が自らマイクの電源を切りに走り、執拗に退場を命じて、発言を封じようとした。**

そのうえで「元・警察官を自称する」警備員を使って、力づくで退場をさせようとしたが、多くの出席者が社員Aさんを守ろうとして議場が騒然となりました。しかも、警備員はあろうことか社員Aさんを守ろうとした社員Bさんの手を叩いたり、理事の丸山氏や、別の社員Cさんに対しても暴言や威嚇・暴力行為に及び、多数の社員が目撃（撮影・録音有り）しました。

議案審議前の質問

議場には元警官（3名）を配備し総会屋のごとく社員を取り扱う異様な雰囲気の中、総会は始まった。

昨年同様北浜法律事務所の弁護士が3名が壇上に座っており、管理費から警備員や弁護士費用を支払う理由や費用について社員から質問があったが、黒兼議長からは明確な説明はなかった。

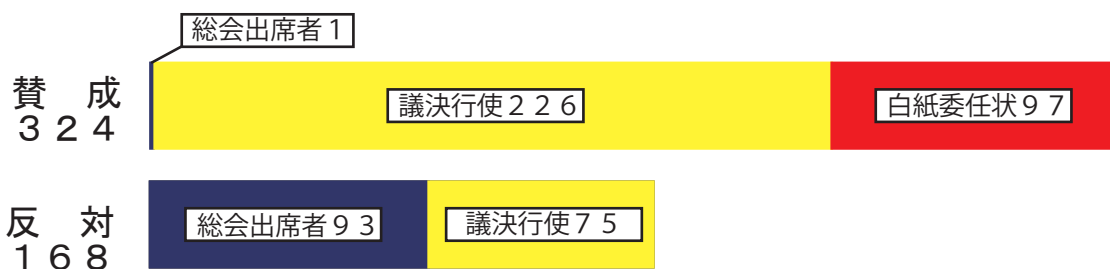
総会開催前に高原クラブから郵送された「はがき」（出欠書）には委任に関する項目があり、定款施行規則第5条に、委任先は家族かそれができない時は「議長」に委任すると規定されているが、このはがきには「代表理事」に委任するとあり、黒兼代表に委任するとした**白紙委任状は無効**ではないか？との質問が社員から出された。北浜法律事務所の天野弁護士は、定款規則第5条は法律ではないので有効との説明があった。理事であり弁護士でもある丸山弁護士は、「代表理事は、高原クラブの業務の遂行をする代表理事であり、議長は社員総会を進める役割であり、全然違う。この委任状は無効である」との説明があった。

北浜法律事務所の天野弁護士は、定款規則を破っても有効であると明言しているが、そもそも社員総会は定款及び施行規則に従い開催されたものである。このように、北浜法律事務所の弁護士3人は、定款もろくに読まず、黒兼執行部を擁護するために来ているのは明々白々で、我々の管理費から北浜法律事務所の弁護士費用は支出されており、無駄な支出といわざるをえない。（去年は50万支払う）。

社員からは、誰のための弁護士か？と疑問の声があがった。

1号&2号議案

総社員数736口のうち、有効議決口数492口



背任行為の疑いのある三浦元管理部長を応援するために補助参加

高原クラブの管理規定第4条「景観保持」、第6条「営業の禁止」、第7条「迷惑行為の防止」に違反してメガソーラー建設に協力し背任行為の疑いのある三浦元管理部長が被告となった太陽光パネルの訴訟に、三浦元管理部長を応援するために、高原クラブは管理費（135万円超）を使って、わざわざ補助参加する必要があるのか？という質問に、黒兼議長は「元従業員であった三浦管理部長に裁判所から損害賠償金の支払いがあった場合、放置できない。」と答えた。

それに対し、丸山理事は「定款違反の背任行為をした三浦元管理部長を応援するために、補助参加する事に賛成した理事全員に、みんなの管理費を無駄に使っているのはおかしいので、社員代表訴訟をおこし、損害賠償請求したい。」との発言があり場内から割れんばかりの拍手がおこった。

山の家レストラン「プチフリーズ」への規則違反の過剰援助

レストラン経営者の借財返済のために196万円の貸付や不必要な業務用食洗器（約90万円）の購入、冬期50万円までの営業補償、広告費の負担など、契約外の過剰な経済的援助について、社員から「なぜ無駄な支出をするのか？」という質問が多数出たが、黒兼議長は、質問をはぐらかし、「辞めて欲しいのであれば、それなりの手続きをして下さい。それがルールですから」との回答を繰り返した。

黒兼議長 不信任案を否決

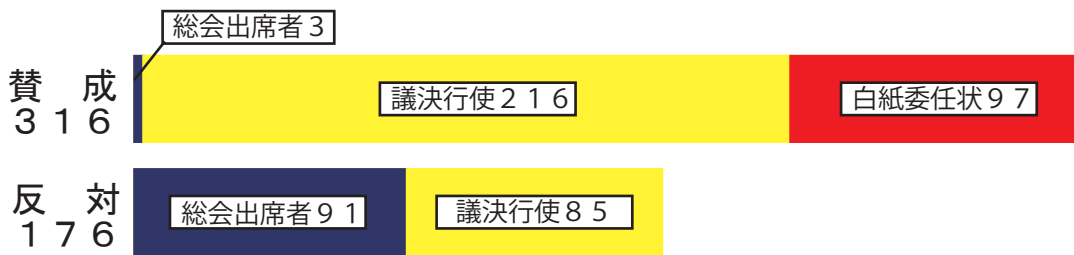
議長である黒兼代表が、議事運営の公平さを欠く異常な議事進行を行った。ほとんどの質問を黒兼議長自ら不誠実な答弁を繰り返し、時間が無いと質問者の発言を遮断した。多くの社員が質問の挙手をしたが、一人一問しかさせないという特別ルールを決め、武本監事が、昨年に続き決算報告書に承認印を押していないことを疑問に思った社員が挙手をしたが、質問半ばで質問を打ち切り不規則発言であるとし、社員の質問する権利を奪った。

黒兼代表の議事進行に対し、議長解任の緊急動議が出された。総会に出席した社員のほとんどが賛成したのにも関わらず、白紙委任を黒兼代表が行使し、強行採決で緊急動議を否決。

①白紙委任状には瑕疵があること ②議長不信任 という利害関係者である黒兼議長は採決に参加すべきでないことから、黒兼議長の不公平な議事進行に社員から「辞めろ！」の怒号が何度も議場に鳴り響いた。

3号の議案

総社員数736口のうち、有効議決口数492口



「恥を知れ！理事全員辞めろ！」で総会終了

理事の選任は、社員総会で決議すべき事項であるのに、事前に理事会で3名の再任候補者（五十嵐・高濱・丸山の各氏）及び2名の新任候補者（福田・岡庭の両氏）を社員総会の選任対象から排除した。この議案に、疑問を持つ社員から多くの挙手が上がったが、時間がないと質問をさせない黒兼議長。

北浜法律事務所の天野弁護士は、社員提案権という別途の方法があるので、違法では無いと執行部を擁護する答弁を繰り返した。一般社団法人法35条に理事監事の選任は社員総会の専決事項とあり、定款施行規則6条と7条に候補者の要件が定められている。この要件を満たした候補者を社員総会で採決すべきであるのに、事前に理事会で執行部の気に入らない候補者を排除した。この3号議案は無効ではないか？との質問を無視し、黒兼議長は強引な採決をした。

監事についても、武本監事の同意なしに、理事が社員総会に監事選任の議案を提出することはできない（法72条1項）から、これを無視した加藤・中澤両候補を社員総会の議案とすることはそれ自体無効であり、これを前提に社員総会で監事の選任決議をしても、その社員総会の決議自体も無効となる。武本監事がなぜ同意しなかったについて、昨年と同様監査妨害のため監査できなかったこと、昨年の監査もまだ監査妨害を執拗に繰り返され、まだ見れていないことから、今年の監査報告書に承認印を押せなかったとの発言があった。

修正動議を提案した社員に対して、黒兼議長は発言させないよう「不規則発言により退場！」と連呼し、黒兼代表自らマイクのスイッチを切り、元警察官の警備員を使って暴力的に強制排除させた。議場は、3人の警備員による社員への暴力行為によって騒然となった。

社員の質問を強制終了させて、黒兼議長は強行採決を行ったが、社員からは「恥を知れ、全員辞めろ」の声があがり、播磨自然高原クラブ始まって以来最悪の総会を終了した。

総会終了後の動き

・社員総会第3号議案無効及び取消訴訟

理事の選任は社員総会の決議によらねばならない。ところが、高原クラブは執行部の気に入らない5名の理事候補者を理事会で排除決定をしたほか、監事の選任は武本監事の同意がないと総会に議案を提案できないのに、これを無視して総会決議を強行した。

よって、いずれの総会決議も無効または取り消されるべきものである。そこで、高濱氏ら5名は、神戸地方裁判所姫路支部に対し、総会決議の無効確認又は取消請求訴訟を提起した。

・武本監事の監査妨害に対し。威力業務妨害で告発

武本監事とその補助者に指名された4名は、平成30年5月13日午後4時30分頃、会議室で適法に業務監査中であつたところ、駆けつけた黒兼代表が「資料を盗まれた」と騒ぎ、110番通報したため、相生警察署の警察官3名が高原クラブ事務所に来場し、武本監事らは午後8時頃まで事情を聴取され、よって威力を用いて業務の監査を妨害された。このため、武本監事ら3名は同年8月2日付で、黒兼正博代表を相生警察署に対し刑事告訴した。

・社員による総会の議決権確認作業の妨害

社員10名で、総会終了後（H30.7.28）に管理事務所へ、議決権の代理行使および書面による議決権の行使を確認するために行ったが、笹山管理部長は黒兼代表の許可が必要として、書類閲覧の請求書の提出を求め、閲覧を拒否した。法50条および51条に、「**社員総会から3ヶ月間は主たる事務所に代理権を証明する書面、議決権行使書面を備え置かなければならないとし、社員はいつでも業務時間内は閲覧および謄写の請求**」することができる」と明記されている。

これらの書類を社員が閲覧することにより、理事等が適正に社員総会を運営しているかを牽制し、社員総会の決議の公平と適正を担保するために書類の閲覧を認められているのである。しかし、黒兼代表は、権限を濫用し、法に定められた閲覧する社員の権利を奪っている。

昨年も閲覧を拒否し、個人情報保持義務があるとして社員名簿を黒塗りに刷るための費用を払えと言ったり、誓約書を書けと不当な条件をつけ見せなかった。

■ 皆様へのお願い ■

今回の総会の詳しい情報は**播磨自然高原情報ネットワークのHP** (<https://harima-sln.com/>)で、総会議事録（全記録）を公開しております。ご確認いただければ、播磨自然高原クラブの実態と問題点がご理解いただけると存じます。ぜひ、このレポートを読んでいただいた方の中で、まだ社員ではない方、知り合いで社員ではない方がいらっしゃいましたら社員への加入をよろしくお願ひします。社員になるには、同封した用紙にご記入頂き事務所に提出して頂ければ社員になることができ、総会へのご出席や、播磨自然高原クラブの運営について意見を言うことが可能となります。社員になったとしても、かかる費用の発生はありません。

この、ホームページの維持管理、レポート印刷費及び訴訟費用等は社員有志によるカンパで賄っています。ご賛同いただき、支援にご協力いただける方は、下記口座へ1口2000円でお振込み頂ければ助かります。何口でも結構です。よろしくお願ひします。

ゆうちょ銀行 名義：播磨自然高原情報ネットワーク 記号 14330 番号 83201031

播磨自然高原情報ネットワーク 問い合わせ先 高浜 TEL0791-56-0900